

黒川漁業協同組合内共第 22 号第 5 種共同漁業権遊漁規則

- 1 漁業権者の住所及び名称
鹿沼市今宮町 1688 番地 1
黒川漁業協同組合
- 2 漁業権の免許番号
内共第 22 号
- 3 遊漁規則施行の日
令和 6（2024）年 1 月 1 日
- 4 認可した遊漁規則

（目的）

第 1 条 この規則は、黒川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第 22 号第 5 種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者がする当該漁業権の対象となっている水産動物（さくらます・やまめ、にじます、いわな、あゆ、うぐい、おいかわ、ふな、こい、うなぎ及びかじかをいう。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

（遊漁料の納付義務）

第 2 条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭、組合が指定するオンラインシステム、又は氏名等を記載した遊漁承認申請書の提出によりしなければならない。

3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第 12 条に規定する場合を除き、第 1 項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第 8 条第 1 項から第 3 項に基づく遊漁料を同条第 5 項の方法により組合に納付しなければならない。

（漁具及び漁法の制限）

第 3 条 遊漁者は、組合が別に定める場合を除き、手釣又は竿釣以外の漁具及び漁法を用いてはならない。

2 餌釣によってあゆを採捕してはならない。

（遊漁期間）

第 4 条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、同表の右欄に定める期間内でなければ、これをしてはならない。

魚 種	期 間
あゆ	組合が定めて公示する解禁日から 10 月 31 日まで
さくらます・やまめ及びいわな	組合が定めて公示する期間
かじか	組合が定めて公示する期間
こい及びふな	組合が定めて公示する期間

2 前項の公表は、組合等に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

（キャッチ・アンド・リリース区域の設置）

第 5 条 次の表の中欄に掲げる区域をキャッチ・アンド・リリース区域とし、前条の規定にかかわらず、当該区域における同表の左欄に定める魚種を対象とする遊漁は、同表の右欄に定める期間、これをしてはならない。ただし、採捕した魚をその場で再放流する場合は、この限りでない。

魚 種	区 域	期 間
全魚種	日光市西小来川地先出居橋から上流の大滝に至る西黒川の区域	組合が定めて公示する期間

2 第 3 条の規定にかかわらず、前項ただし書の規定による遊漁は、次のとおりとする。

- (1) リールを使用しない毛バリ釣（テンカラ釣）以外の漁法を用いてはならない。
- (2) カエシのないシングルフック以外の釣針を用いてはならない。
- (3) ビク、クーラーボックスその他の採捕した魚を持ち帰るための物を持ち込んではない。

（禁止区域等）

第 6 条 第 4 条の規定にかかわらず、遊漁は、次の表の左欄に掲げる区域においては、同表の右欄に定める期間

、これをしてはならない。

区 域	期 間
柿沢橋から上流の黒川、西黒川、菅沢川、角石沢川及び東沢川の全域	9月20日から翌年2月末日まで
大滝から上流の西黒川及び角石沢川の全域	1月1日から12月31日まで
赤宮堰から上流の行川の全域	9月20日から翌年2月末日まで

- 2 前項に定めるもののほか、組合は水産動物の繁殖保護又は漁業調整のため、区域、期間等を指定して遊漁を制限することができる。この場合において、組合は、当該制限の内容をあらかじめ公示しなければならない。
(全長制限)

第7条 第4条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる魚種については、同表の右欄に定める全長以下であるものは、これを採捕してはならない。

魚 種	全 長
さくらます・やまめ及びいわな	15センチメートル
うなぎ	25センチメートル
こい	20センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 遊漁者の遊漁料(消費税額を含む。)は、次の表のとおりとする。

魚 種	期 間	遊 漁 料	附 加 料 金
全魚種	1年	12,000円	—
	1日	2,500円	2,500円
雑魚	1年	7,000円	—
	1日	2,000円	2,000円

注1 全魚種とは、組合が免許を受けた漁業権の対象となっている全ての魚種を、雑魚とは、全魚種からあゆを除いた魚種をいう。

注2 遊漁料の納付場所は、組合事務所その他組合があらかじめ定めて公示する場所とする。ただし、遊漁料に附加料金を加算することにより、漁場区域において漁場指導員に納付することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、同表の右欄に掲げる額とする。

未就学の幼児、小学校児童及び中学生生徒	無料
女性及び障害者(身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示した者に限る。)	前項に規定する遊漁料の1/2に相当する額

- 3 前2項の規定にかかわらず、組合が開設する特設釣場及びつかみどり漁場において、さくらます・やまめ、にじます又はいわなの遊漁をしようとする者は、組合が定めて公示する遊漁料を納付しなければならない。
- 4 前3項の規定にかかわらず、栃木県漁業協同組合連合会が発行する共通遊漁券の遊漁料(消費税額を含む。)は、次の表のとおりとする。

種 別	魚 種	漁具及び漁法	区 域	期間	遊 漁 料	附加料金
共通遊漁券	あゆ	竿釣	特別漁場及び特設釣場を除く区域	1年	40,000円	—
	さくらます・やまめ、にじます及びいわな	竿釣		1年	25,000円	—

注 遊漁料の納付場所は、栃木県漁業協同組合連合会があらかじめ定めて公示する場所とする。

- 5 遊漁料は、組合が指定する遊漁証取扱所又はオンラインシステムにおいて納付しなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場指導員に納付することができる。
(遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証(オンラインシステムにより発行されるものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所(必要に応じて顔写真)
- (2) 承認期間
- (3) 遊漁料の額又は遊漁券の種類
- (4) 発行者名
- (5) その他参考となるべき事項

2 遊漁承認証の交付は、前条第5項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場指導員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場指導員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場指導員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、漁場内における川底をかくはんしてはならない。

5 遊漁者は、組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

6 遊漁を行える時間は、遊漁を行う日の日の出から日没までとする。ただし、組合が別に定めて公示したときは、これによるものとする。

(漁場指導員)

第11条 漁場指導員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場指導員は、次に掲げる事項を記載した漁場指導員証を携帯し、かつ、漁場指導員であることを表示する帽子、腕章等をつけるものとする。

(1) 氏名

(2) 有効期間

(3) 注意事項

(4) その他必要な事項

(5) 発行者名

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附 則

1 この規則は令和6(2024)年1月1日から施行する。

2 この規則施行前に栃木県知事により認可された黒川漁業協同組合遊漁規則により交付した遊漁証は、その承認期間中は有効なものとする。